議 第 174 号令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市記念館条例の一部改正について

熊本市記念館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市記念館条例の一部を改正する条例

熊本市記念館条例(平成5年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を収集及び保存し、」を「の収集、保存及び活用を図り、これを」に改める。

第2条の表に次のように加える。

| 熊本藩川尻米蔵 | 熊本市南区川尻3丁目3番30号 |
|---------|-----------------|
|---------|-----------------|

### 附則

この条例は、令和5年10月21日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、 公布の日から施行する。

#### (提出理由)

記念館を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。

改正後 (案)

現行

備考

(設置)

第1条 熊本の近代化に貢献した人物及び歴史等に関する資料<u>の</u> 収集、保存及び活用を図り、これを広く市民の観覧に供するため、記念館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                |
|---------------|-------------------|
| 夏目漱石内坪井旧居     | 熊本市中央区内坪井町4番22号   |
| 熊本洋学校教師ジェーンズ邸 | 熊本市中央区水前寺公園12番10号 |
| 小泉八雲熊本旧居      | 熊本市中央区安政町2番6号     |
| リデル、ライト両女史記念館 | 熊本市中央区黒髪5丁目23番1号  |
| 徳富記念園         | 熊本市中央区大江4丁目10番33号 |
| 横井小楠記念館       | 熊本市東区沼山津1丁目25番91号 |
| 御馬下の角小屋       | 熊本市北区四方寄町1274番地   |
| 後藤是山記念館       | 熊本市中央区水前寺2丁目6番10号 |
| 夏目漱石大江旧居      | 熊本市中央区水前寺公園21番16号 |
| 熊本藩川尻米蔵       | 熊本市南区川尻3丁目3番30号   |

(事業)

- 第3条 記念館においては、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
  - (2) 資料を展示し、及び公開すること。
  - (3) 資料の調査及び研究に関すること。

(設置)

第1条 熊本の近代化に貢献した人物及び歴史等に関する資料<u>を</u> 収集及び保存し、 広く市民の観覧に供するため、記念館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                |
|---------------|-------------------|
| 夏目漱石内坪井旧居     | 熊本市中央区内坪井町4番22号   |
| 熊本洋学校教師ジェーンズ邸 | 熊本市中央区水前寺公園12番10号 |
| 小泉八雲熊本旧居      | 熊本市中央区安政町2番6号     |
| リデル、ライト両女史記念館 | 熊本市中央区黒髪5丁目23番1号  |
| 徳富記念園         | 熊本市中央区大江4丁目10番33号 |
| 横井小楠記念館       | 熊本市東区沼山津1丁目25番91号 |
| 御馬下の角小屋       | 熊本市北区四方寄町1274番地   |
| 後藤是山記念館       | 熊本市中央区水前寺2丁目6番10号 |
| 夏目漱石大江旧居      | 熊本市中央区水前寺公園21番16号 |
| 【新設】          |                   |

(事業)

- 第3条 記念館においては、次に掲げる事業を行う。
- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料を展示し、及び公開すること。
- (3) 資料の調査及び研究に関すること。

文化財保護法では、保存と活用はともに文化財保護を図る上で重要なことであり、平成31年4月の同法改正時においても、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進が示されていることから、本市も今後、保存だけでなく、記念館の利活用も推し進めていく。

また、市民においても、文化財の研究・検証のためや、 地域へ文化財を広めてもらうための活用にもつなげても らいたい。

#### 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その**活用** を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、 世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(国民、所有者等の心構)

- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律 の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなけ ればならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な 国民的財産であることを自覚し、これを公共のために 大切に保存するとともに、<u>できるだけこれを公開する</u> 等その文化的**活用**に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて 関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければなら ない。

| (5) その他記念館の設置目的を達成するため、熊本市教育委員会(以下「委員会」という。) が必要と認める事業 | (5) その他記念館の設置目的を達成するため、熊本市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業 |
|--|---|
| 第4条~第14条 【略】   | 第4条~第14条 【略】  |
| 別表「略】  | 別表『略】   |

附 則

この条例は、令和5年10月21日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議第174号 熊本市記念館条例の一部改正について

市-4(参考資料)

## 熊本藩川尻米蔵 令和5年(2023年)10月21日(土)オープン

(国指定史跡熊本藩川尻米蔵跡)

【所在地】熊本市熊本市南区川尻3丁目3番30号

【整備年度】 平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度) 1847年築

【多目的広場(駐車場)】2,655㎡





(H23年国交省整備済)



# 東蔵配置図

